

地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努めるものとする。
都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区について、地域の鳥獣の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があることを認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。

(2) 保護に関する指針の充実
近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等により生息環境の悪化等が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等にラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が行われるようになっている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然のふれあいを通じての活用が期待されており、鳥獣教育の場としての活用が期待されており、鳥獣教育に負荷をかける範囲での適正な利用の推進が求められている。

こうした状況の変化に対応するために、法第28条第2項の規定に基づき鳥獣保護区の保護に関する指針及び法第29条第4項の規定に基づき特別保護地区の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努めるとともに、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた管理のための計画を作成して適切な保護管理に努めるものとする。

2 鳥獣保護区における保全事業の推進

保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家の関係行政機関、関係公共団体、自然保護団体等の地域、国の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容等を定めるものとする。また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事業の実施計画を作成することとし、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得るものとする。なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努めるものとする。

3 環境教育等の推進

地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の登録に努めるものとする。

都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区について、地域の鳥獣の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があることを認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。

(2) 保護に関する指針の充実

近年、国及び都道府県指定鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等にラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が行われるようになっている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然のふれあいを通じての活用が期待されており、鳥獣教育の場としての活用が期待されており、鳥獣教育に負荷をかける範囲での適正な利用の推進が求められている。こうした状況の変化に対応するために、法第28条第2項及び法第29条第4項の規定に基づき定め鳥獣保護区等との保護に関する指針（特別保護地区の保護に関する指針）について、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた管理のための計画を作成して適切な保護管理に努めるものとする。

2 鳥獣保護区における保全事業の推進

保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。

保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家の関係行政機関、関係公共団体、自然保護団体等の地域、国の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容等を定めるものとする。また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事業の実施計画を作成することとし、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得るものとする。なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努めるものとする。

3 環境教育等の推進

鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラムやホームページの作成やホームページの発信等を行うよう努めるものとする。

第六 狩猟者の適正化

1 基本的な考え方

鳥獣の科学的・計画的な保護管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体数管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣保護管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。

狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣保護管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題となる。

しかし、狩猟事故や違法行為があるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上を図られるよう努めることが必要である。

このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の保護管理を更に推進することとする。

2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟団体等による狩猟者の育成によって、狩猟者の鳥獣保護管理事業（個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理）、錯誤捕獲の防止、鉛弾による汚染の防止、人獣共通感染症の予防及び外来生物対策等の鳥獣保護管理に関する知識や技術の充実に努めることとする。

3 網猟とわな猟の適切な実施

平成18年の法の一部改正によって、網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に分離し、網及びわなそれぞれの防止を図る専門性を高め、網及びわなによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図ることとした。網及びわなは、それぞれ性質の異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるよう措置するとともに、狩猟免許の取得を推進することとする。

特にわな猟免許の試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住民等や他の狩猟者に対しての周知、見ま

鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラムやホームページの作成やホームページの発信等を行うよう努めるものとする。

第六 狩猟者の適正化

1 基本的な考え方

鳥獣の科学的・計画的な保護管理に狩猟は重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体数管理に果たす効果等、適切な狩猟が鳥獣保護管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。

狩猟者の減少及び高齢化の傾向が続いているため、鳥獣保護管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保は社会的な課題となる。

しかし、狩猟事故や違法行為があるいは狩猟に関連するマナーの低下等は市民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の意義を社会が広く共有し、狩猟者が鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得て、狩猟者の社会的地位の向上を図られるよう努めることが必要である。

このため、国及び都道府県は以下の取組等によって、適切な鳥獣の保護管理を更に推進することとする。

2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

狩猟免許試験及び更新時の講習並びに狩猟団体等による狩猟者の育成によって、狩猟者の鳥獣保護管理事業（個体数管理、被害防除対策、生息環境管理）、錯誤捕獲や鉛弾による汚染の防止、人獣共通感染症の予防及び外来生物対策等の鳥獣保護管理に関する知識や技術の充実に努めることとする。

3 網猟とわな猟の適切な実施

網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に分離し、網及びわなそれぞれの防止を図る専門性を高め、網及びわなによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図ることとした。網及びわなは、それぞれ性質の異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるよう措置するとともに、狩猟免許の取得を推進することとする。

特にわな猟免許の試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住民等や他の狩猟者に対しての

わりの実施等の技術・知識を盛り込むこととする。

4 狩猟者の確保

これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新講習会の複数開催や休日開催等、狩猟者の確保を進めてきているが、狩猟の社会的意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、適切な予算の確保や狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者の確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟団体等とも連携を図るものとする。

5 鳥類の鉛中毒の防止

鳥類の鉛中毒の防止を図るため、関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替弾への切替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しないなど捕獲個体の適切な取扱いの普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。

第七 傷病鳥獣の取扱い

傷病鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病により保護を要する鳥獣(以下「傷病鳥獣」という。)の効果的な救護に努めるものとする。

1 傷病鳥獣の救護により、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野生復帰を図るとともに、傷病の発生原因の究明により再発の防止に努め、種の保存法に基づき保護増殖事業の対象となる鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関係機関等と連携・協力しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション等に努めるものとする。

2 救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し、環境のモニタリングに活用するとともに、全国的な環境の状況把握を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。また、傷病鳥獣への対応を通じ、人と鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行うものとする。

3 傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等については、関係行政機関、民間団体等の各主体が連携・協力して体制の整備を図り、特に、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報の収集及び提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるような措置とともに、連絡体制の整備や関係者への研修を行うものとする。

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

周知、見まわりの実施等の技術・知識を盛り込むこととする。

4 狩猟者の確保

これまで都道府県では狩猟免許試験及び更新講習会の複数開催や休日開催等、狩猟者の確保を進めてきているが、狩猟の社会的意義を踏まえ、今後とも狩猟者の確保について市民の理解を得るとともに、鳥獣保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、適切な予算の確保や狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者の確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

また、狩猟事故及び違法行為の防止並びに猟区を活用した狩猟者の育成のため、狩猟団体等とも連携を図るものとする。

5 鳥類の鉛中毒の防止

鳥類の鉛中毒の防止を図るため、無毒性の代替弾への切り替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しないなど捕獲個体の適切な取扱いの普及啓発を図るとともに、関係者への研修を行うものとする。

(I 第十六より転載)

第七 傷病鳥獣の取扱い

鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病により保護を要する鳥獣(以下「傷病鳥獣」という。)の効果的な救護に努めるものとする。

1 傷病鳥獣の救護により、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野生復帰を図るとともに、傷病の発生原因の究明により再発の防止に努め、種の保存法に基づき保護増殖事業の対象となる鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関係機関等と連携・協力しながら、傷病個体の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等に努めるものとする。

2 救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し、環境のモニタリングに活用するとともに、全国的な環境の状況把握を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。また、傷病鳥獣への対応を通じ、人と鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行うものとする。

3 傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等については、関係行政機関、民間団体等の各主体が連携・協力して体制の整備を図り、特に、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報の収集及び提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるような措置とともに、連絡体制の整備や関係者への研修を行うものとする。

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

り、国全体としての鳥獣保護行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。具体的には、国際的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理に資する技術開発、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、広域を含む鳥獣保護管理の計画的な推進を図る。また、市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等にも努めるものとする。

(2) 地方公共団体の役割

ア 都道府県

都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施するものとする。具体的には、地域の鳥獣保護の見地から、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護員の資質向上を含めた人材の育成及び鳥獣保護事業を行う市町村等が主体となつて取り組みを地域的な鳥獣保護管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。

また、科学的な知見に基づいて特定計画の作成及び実施を行うに当たっては、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順应的に見直すものとする。

イ 市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣保護管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。このため、条例に基づき鳥獣保護事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護事業を実施するものとする。具体的には、委託された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備にも努めるものとする。

(3) 事業者、市民、民間団体及び専門家等の役割

ア 事業者

鳥獣保護管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、鳥獣保護の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮するものとする。事業者については、地域の鳥獣の生息状

により、国全体としての鳥獣保護行政の方向性について示すとともに、当該方向に沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理に資する技術開発、渡り鳥を含む鳥獣保護の国際協力及び人材の育成を行うとともに、広域を含む鳥獣保護管理の計画的な推進を図る。また、市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等にも努めるものとする。

(2) 地方公共団体の役割

ア 都道府県

都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施するものとする。具体的には、地域の鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護員の資質向上を含めた人材の育成及び鳥獣保護事業を行う市町村等が主体となつて取り組みを地域的な鳥獣保護管理に対して必要な情報提供や支援を行う。

また、科学的な知見に基づいて特定計画の作成及び実施を行うに当たっては、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順应的に見直すものとする。

イ 市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるなど、鳥獣保護管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。

このため、条例に基づき鳥獣保護事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護事業を実施するものとする。具体的には、委託された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組と、必要な実施体制の整備にも努めるものとする。

(3) 事業者及び市民・民間団体、専門家等の役割

ア 事業者

鳥獣保護管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮するものとする。事業者については、地域の鳥獣の生息状

況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコ・ツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。

イ 市民・民間団体(NPO,NGO)及び専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣保護管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ゴミや未収作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しないものとする。

鳥獣の保護管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発及び市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護事業の適切な実施に協力することが期待される。

専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

2 関係主体の連携

(1) 鳥獣保護事業計画

鳥獣保護事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体及び専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。

また、鳥獣保護事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民や民間団体等その他の関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に關連する国や地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。

(2) 特定計画等

国、都道府県、鳥獣保護事業を行う市町村等の行政機関及び地域住民等が緊密な連携を図ることにより、広域指針、特定計画及び実施計画の効果的な実施を図るものとする。

また、鳥獣の保護管理に取り組み上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないよう

状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコ・ツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。

イ 市民・民間団体(NPO,NGO)、専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣保護管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ゴミや未収作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

鳥獣の保護管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門的な知識、技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護事業の適切な実施に協力することが期待される。

専門家、関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

2 関係主体の連携

(1) 鳥獣保護事業計画

鳥獣保護事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体及び専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。

また、鳥獣保護事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民や民間団体等その他の関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に關連する国や地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。

(2) 特定計画等

国、都道府県、鳥獣保護事業を行う市町村等の行政機関や地域住民等が緊密な連携を図ることにより、広域指針、特定計画及び実施計画の効果的な実施を図るものとする。

また、鳥獣の保護管理に取り組み上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が